千葉地方法務局管内の遺言書保管所一覧

所　在　地		管轄区域
本　　局 供託課	〒260-8518 千葉市中央区中央港１丁目１１番３号 TEL 043-302-1318	千葉県 次の①～③のいずれかが、千葉県内であれば、千葉県内どちらの遺言書保管所でも遺言書を保管することができます。 ①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地
佐倉支局	〒285-0811 佐倉市表町１丁目２０番地１１ TEL 043-484-1222	
茂原支局	〒297-0078 茂原市高師台１丁目５番地３ TEL 0475-24-2188	
松戸支局	〒271-8518 松戸市岩瀬４７３番地１８ TEL 047-３６３-６２７８	
柏支局	〒277-0005 柏市柏６丁目１０番２５号 TEL 04-7167-3309	
木更津支局	〒292-0057 木更津市東中央３丁目１番７号 TEL 0438-22-2531	
館山支局	〒294-0045 館山市北条２１６９番地１ TEL 0470-22-0620	
匝瑳支局	〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ６７８番地３ TEL 0479-72-0334	
香取支局	〒287-0001 香取市佐原ロ２１２２番地４０ TEL 0478-52-3391	
船橋支局	〒273-8558 船橋市海神町２丁目２８４番地１ TEL 047-431-3681	
市川支局	〒272-0805 市川市大野町４丁目２１５６番地１ TEL 047-339-7701	

自筆証書遺言書保管制度をご利用いただくにあたって

＊ 遺言書保管等の申請をする際は、予約が必要となります。
＊ 相談又は各種手続の予約は、手続案内予約サービス専用ページ（ https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/）に予約する方法及び管轄登記所に電話で予約する方法があります。
＊ 手続に当たり、遺言書及び申請書又は各種請求書等は、事前に作成していただく必要があります。 作成いただいていない場合、予約日にお越しいただいても、手続をお受けできないことがあります。